

平成 27 年度 事業計画書

1 事務局

豊島修練会は、平成 24 年 4 月 1 日付で公益財団法人に移行してから今年度は 4 年目である。公益財団法人として私どもがこれからも大事にしたいことは法人自治と自己責任経営を軸に公益目的事業を展開し、公益財団法人としての設立目的の実現を図っていくことである。公益財団法人として運営していく中で明らかとなった定款の不十分な箇所について平成 26 年度に改正を実施し、内閣府に届け出て（平成 26 年 7 月 1 日届出、7 月 4 日完了）この点についての一応の区切りをつけることができた。こうして、本法人としてはコンプライアンス（法令順守、規範順守）を一步高めることができたといえよう。

事務局としては、平成 27 年度には本法人のガバナンス（機関運営、統合機能）を十分に発揮させ、本法人の目的の実現化を目指し、1 館 2 荘の経営にあたりとともに公益目的事業を一層充実させ、社会貢献に力を尽くしていきたい。

平成 27 年度における事務局の業務の力点は次の通りである。

1. 本法人の所管官庁である内閣府に的確な提出・届出などを行うことの推進
2. 本法人の経理上の安定化を図っていくために利用者の増大を図る一方、経費の適切かつ地道な節減、修繕費の査定の厳格化の推進
3. 資産取得資金による平成 27 年度計画分の耐震補強工事の推進
4. 次期評議員、理事、監事の選任作業の実施
5. 時宜を得た防災・減災対策、利用者の安全安心への対応の強化
6. 公益目的事業を円滑に展開していくために評議員会、理事会、監事はもとより職員同士や職員と利用者等との間においてそれぞれ独自性を尊重し合い、血の通った報告、連絡、相談の継続
7. 不特定多数の人への広報活動である定期的な広報誌、貼り紙、改善された「ホームページ」の活用と「ホームページ」による公告や資料の閲覧などによる情報公開、情報開示を通し透明性を高めた説明責任の果たせる経営の推進

2 教育文化会館を活用した事業（公益目的事業1）

（1）貸室事業の推進

不特定かつ多数の人たちの教育・文化・福祉にかかわる活動のために施設を貸与し、それらにかかわる活動の向上及び地域社会の健全な発展に役立つ事業を行う。安全で清潔な施設を貸与し、活動の場を提供する。

（2）各種活動への支援（個人・団体への教育・文化・福祉にかかわる活動）

個人・団体それぞれの活動内容に応じて、親切・丁寧な支援を行う。

（3）主催・共催事業の開催推進

教育・文化・福祉にかかわる児童・生徒のための自主事業を開催し、児童・生徒の健全育成に寄与する。また、高齢者を主とした成人のための映画鑑賞会など、教育・文化・福祉にかかわる共催事業を推進し、地域社会の健全な発展に貢献する。

（4）事業推進のための基礎の充実

① 経理的基盤

- 会館の施設設備の充実・維持・管理、運営などのために、室料の収入や共通会計よりの繰入金収入を当てる。
- 経理処理は本法人担当職員と委託の税務会計事務所担当者が行う。
- 各月の経理状況を比較、検討し、複数の担当者がかわることによって財務基盤の明確化と経理処理の適正化を図るとともに、諸経費を見直し、節約に務める。
- 安全性を確保（施設・設備の計画的改修・修繕）するための必要な予算措置を計画的に講じる。
- 諸経費を計り、算出を見通すとともに、HPを通して定款に定められた、必要な経理情報開示する。

② 技術的能力

- 利用者の自己実現を図る取組への援助、協力を行う。
- 児童・生徒への教育活動を援助する。
- 利用者の活動を念頭に施設設備の充実に努めるとともに、活動を支援する。

3 臨海学寮・林間学寮を活用した事業（公益目的事業2）

（1）宿泊施設としての貸室事業の推進

平成24年度より、臨海学寮の団体利用が増えているため、順調な貸室事業が推進できた。しかし、林間学寮については、団体での利用が少なく課題となっている。さらに公益目的としての団体利用を増やすために、平成27年度も以下の点に重点をおき取り組んでいく。

- 都内、近県学校の教育課程内利用者等への案内を拡充していく。
- 教育課程内利用者への利用方法や利用料金について支援する。
- 賛助会員への情報提供と一般の団体への広報活動を進める。（ホームページの活用、情報提供のあり方の工夫）

（2）各種活動（少数団体・多数団体、宿泊訓練・野外活動）に対する支援

- 勝浦市、茅野市との連携を継続し、教材になるような情報の提供に努める。
- 都内、近県学校の教育課程内での教育活動に支援していくための活動内容のプログラムを充実させ、必要に応じて人材等の紹介も行う。（学寮の周りにある施設の情報の収集、発信）

（3）主催・共催事業の推進

- 林間学寮や臨海学寮の環境を活かした、自然体験教室を企画実施する。

(4) 事業推進のための基礎の充実

①経理的基盤

- 学寮の施設設備の充実・維持・管理、運営などのために寮費、賛助会費などの収入、共通会計よりの繰入金収入を当てる。
- 経理処理は本法人担当職員と委託の税務会計事務所担当者が行う。
- 収支予算書は一般の閲覧に供するとともに貸借対照表は開示対象でHP上に公開する。
- 経費の節減に努める。

②技術的能力

- 貸室事業は本法人職員が担当、運営管理する。運営管理にあたり、貸室の状況を的確に把握し、利用者との連絡を的確に実施する。
- 学寮としての適切な管理にあたるため、管理人を配置する。
- 貸室事業を円滑に進めるために安全面・衛生面を整備し、学寮の内外の設備の充実を図る。特に安全面については、計画に基づいて平成26年度より荘の耐震工事を実施している。

(安全面の整備)

防災計画の見直しと避難経路の確認
消防署など関係機関との連携強化
防火・防犯のための荘周辺の整備
罹災時その他必要に応じた市や市民への施設の提供
林間学寮の耐震関係の工事の実施

(衛生面の整備)

布団のレンタルの継続
従業員の衛生管理意識の徹底

(設備の充実)

学寮の内部の補修・整備（空調施設の改善）
外部の補修（一字荘：水道管点検、至楽荘：崖の整備）
必要備品の補充（非常用備蓄食の補充）

4 教育文化会館の一部の賃貸事業（収益事業1）

（1）賃貸している団体や法人

1階の2教室分と平日午前中のホールについては豊島なでしこ幼稚園に貸与し、幼稚園は教育活動に利用している。また、4階と5階部分については東久留米市に貸与し、東久留米市教育委員会が、教育相談、不登校児童・生徒のため学習適応教室、教員のための各種研修会などさまざまに活用している。

（2）賃貸料の活用

教育文化会館の賃貸で得た料金は、教育文化会館の利用者の一人ひとりが安全で有意義な活動ができるよう、施設設備などの充実・維持・管理、運営に活用している。

（3）今後の課題

東久留米市教育委員会やなでしこ幼稚園との賃貸契約は、平成29年3月31日までなので、それまでに平成29年4月1日以降の対応をどのようにするか検討を進め、財団の事業が、引き続き安定して行っていけるようにする。